

令和6年千代田区議会第1回定例会議事速記録（第1520号）《未定稿》

◎日 時 令和6年3月14日（木）午後1時

◎場 所 千代田区議会議事堂

◎出席議員（24人）

1番	西岡	めぐみ	議員
2番	大坂	隆洋	議員
3番	のざわ	哲夫	議員
4番	小枝	すみ子	議員
5番	えごし	雄一	議員
6番	米田	かずや	議員
7番	牛尾	こうじろう	議員
8番	岩佐	りょう子	議員
9番	小野	なりこ	議員
10番	池田	ともりの	議員
11番	はやお	恭一	議員
12番	春山	あすか	議員
13番	はまもり	かおり	議員
14番	白川	司	議員
15番	永田	壮一	議員
16番	入山	たけひこ	議員
17番	田中	えりか	議員
18番	岩田	かずひと	議員
19番	小林	たかや	議員
20番	林	則行	議員
22番	桜井	ただし	議員
23番	秋谷	こうき	議員
24番	おのでら	亮	議員
25番	富山	あゆみ	議員

◎欠席議員

なし

◎出席説明員

区 長	樋 口 高 顕 君
副 区 長	坂 田 融 朗 君
副 区 長	小 林 聡 史 君
保 健 福 祉 部 長	細 越 正 明 君
地 域 保 健 担 当 部 長	原 田 美 江 子 君
千 代 田 保 健 所 長	
地 域 振 興 部 長	清 水 章 君
文 化 ス ポ ー ツ 担 当 部 長	佐 藤 尚 久 君
環 境 ま ち づ くり 部 長	印 出 井 一 美 君
ま ち づ くり 担 当 部 長	加 島 津 世 志 君
政 策 経 営 部 長	古 田 毅 君
財 産 管 理 担 当 部 長	
デ ジ タ ル 担 当 部 長	村 木 久 人 君
行 政 管 理 担 当 部 長	中 田 治 子 君
会 計 管 理 者	大 矢 栄 一 君
総 務 課 長	石 綿 賢 一 郎 君
企 画 課 長	夏 目 久 義 君
財 政 課 長	中 根 昌 宏 君

(教育委員会)

教 育 長	堀 米 孝 尚 君
子 ど も 部 長	亀 割 岳 彦 君
教 育 担 当 部 長	大 森 幹 夫 君

(選挙管理委員会事務局)

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	河 合 芳 則 君
-----------------------	-----------

(監査委員事務局)

監 査 委 員 事 務 局 長	恩 田 浩 行 君
-----------------	-----------

◎区議会事務局職員

事 務 局 長	小 川 賢 太 郎 君
事 務 局 次 長	安 田 昌 一 君
議 事 担 当 係 長	吉 田 匡 令 君
議 事 担 当 係 長	石 井 妙 子 君
議 事 担 当 係 長	河 原 田 元 江 君
議 事 担 当 係 長	彦 坂 悠 介 君

午後1時00分 開議

○議長（秋谷こうき議員） ただいまから令和6年第1回千代田区議会定例会継続会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、会議録署名員の追加指名について申し上げます。

2月14日の会議において会議録署名員に指名いたしました池田ともり議員が、本日の会議において、この後、副議長として議長の職務を行う機会がありますので、会議規則第124条の規定に基づき、11番はやお恭一議員を追加で会議録署名員に指名いたします。

日程第1を議題にします。



議案第21号 千代田区教育委員会教育長の任命の同意について

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から、提案理由の説明をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 議案第21号、千代田区教育委員会教育長の任命の同意についてご説明いたします。

教育長の堀米孝尚氏の任期が令和6年3月31日付をもって満了を迎えます。つきましては、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく存じます。

同氏は、この3年間、教育長として千代田区の教育行政の推進に果敢に取り組み大きな貢献をされました。教育行政のさらなる充実のため、同氏の知識、経験が不可欠なものと考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、引き続き教育長に任命いたしたく、区議会の同意を頂くため提案するものでございます。

何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議案第21号、千代田区教育委員会教育長の任命の同意については、樋口区長の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第2及び第3を一括して議題にします。



議案第22号 千代田区行政監察員の選任の同意について

議案第23号 千代田区行政監察員の選任の同意について

○議長（秋谷こうき議員） 執行機関から提案理由の説明をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 議案第22号及び第23号、千代田区行政監察員の選任の同意について、

一括してご説明いたします。

新年度における本区行政監察員につきましては、大田裕章氏、山田瞳氏、両弁護士を引き続き選任いたしたく、千代田区職員等公益通報条例第7条第2項の規定に基づき、区議会のご同意を頂くため提案するものであります。

以上、2議案につきまして、何とぞご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま説明のありました議案第22号、千代田区行政監察員の選任の同意について、議案第23号、千代田区行政監察員の選任の同意についての2議案は、いずれも樋口区長の提案理由説明どおり、満場一致決定したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

日程第4から第9を一括して議題にします。

議案第6号 千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 千代田区子ども・子育て支援事業基金条例の一部を改正する条例

議案第16号 （仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約について

議案第17号 財産（建物）の取得について

議案第19号 錦華公園改修工事請負契約の一部変更について

議案第20号 神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更について

（企画総務委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 小林たかや企画総務委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 企画総務委員会に審査を付託された7議案のうち6議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第6号、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」いわゆるマイナンバー法の一部改正に伴い、児童育成手当の支給事務及び医療費の助成に関する事務等を区が個人番号を利用して行う独自利用事務として規定するとともに、当該事務に利用する特定個人情報を定めるほか、規定を整備するもので、独自利用事務及び当該事務に利用する特定個人情報の追加については公布の日から、その他の改正については関係するマイナンバー法の一部改正法施行の日、またはこの条例の公布の日、いずれか遅い日から施行するものです。

質疑の中で、この条例改正により手続に伴う添付書類の提出をマイナンバーを利用することによって省略できるようになり、区民の利便性が向上すること。マイナンバーの厳格な取扱いや政

府が運営するマイナポータルとの兼ね合い等も考慮しながら、今後、区独自のポータルサイトを用いたオンラインによる電子申請の拡充を図っていきたいと考えていること。全ての方がデジタルの恩恵を受けられるように、区の様々な手続のデジタル化を進めていきたいと考えていること。引き続き窓口での手続も丁寧に対応していくことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第6号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号、千代田区子ども・子育て支援事業基金条例の一部を改正する条例は、本区の地域特性を生かした総合的な子ども・子育て施策を充実させるとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実施する財源を確保するため、子ども・子育て支援事業基金の使途を拡大するもので、公布の日から施行するものです。

質疑の中で、この条例改正により、これまでの保育需要の対応という児童福祉事業のみならず、教育環境を整備・充実させる事業や母子保健を推進する事業など、子ども・子育ての支援に資する様々な事業に使途を拡大するものであること。子ども・子育てに限らず、その他の特定目的基金も含めた基金を活用することで区の施策全般を充実させていくことは大変重要であり、そのために積立てと活用は先見性と計画性を持って行っていきと考えていること等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第7号は賛成全員で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第16号、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約については、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事施工等のための請負契約を締結するもので、随意契約により、契約金額は40億2,050万円、契約の相手方はスターツグループです。

質疑の中で、業者の選定は事業所管である保健福祉部において公募型プロポーザルを実施し決定したこと。プロポーザルにおいては、福祉機能や地域交流機能などの施設整備計画、環境への配慮等に関する項目を重視して選定したこと等が明らかになりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第16号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第17号、財産（建物）の取得については、老朽化し耐震性に問題のある旧区立外神田住宅の解体に向けて、当該住宅の1階及び2階の区分所有部分を取得するもので、取得対象となる区分所有部分は1件で、取得価格は4,976万6,000円です。

質疑の中で、当該敷地は区内で比較的まとまった希少な土地であり、建物解体後の土地活用については庁内で検討しつつ、区民のご意見を伺いながら丁寧に進めていきと考えていること等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第17号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号、錦華公園改修工事請負契約の一部変更については、令和4年第4回区議会定例会において議決された錦華公園改修工事請負契約について、地中障害物の撤去及び人工の

せせらぎ等水景施設の設計変更による経費増のため契約変更するものです。変更前の契約金額5億9,449万5,000円から約13.8%増加し、6億7,625万6,900円となります。

質疑の中で、所管課から近隣の方々や学校関係者に対して工期が1か月程度延びることをしっかりと説明していること。今回の設計変更で錦華公園の重要なポイントである水が流れる等の水景施設に支障はないこと等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第19号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第20号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更については、令和3年第3回区議会定例会において議決された神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約について、工事の一時中止等に伴う現場管理費の増のため契約変更するものです。変更前の契約金額3億7,816万6,140円から約13.9%増加し、4億3,080万9,500円となります。

質疑の中で、今回の契約変更で工期を1年延長したが、工事が順調に進めば工期内に工事が完了する予定であること等が明らかとなりました。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第20号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました7議案のうち6議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） 議案第6号及び議案第20号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

初めに、議案第6号に対し、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 議案第6号、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論を行います。

昨年5月のマイナンバー法の改悪で健康保険証の一体化などとともに、マイナンバーの利活用の範囲を、当初、社会保障と税、防災の3分野に限定していたのを、それ以外の分野でも拡大をいたしました。本条例は、マイナンバーの利用について、子ども医療費助成や高校生等医療費助成に関する事務などを加え、この事務処理のために国民健康保険に関する情報を利用できる特定個人情報に加えるなど、マイナンバーの利活用を広げるものです。

マイナンバーカードは情報漏えいやマイナ保険証での情報のひもづけけがされていないなど、事故が相次ぎました。国民のマイナンバーカードへの不安は広がるばかりです。こうした中で利活用を拡大することは個人情報の漏えいリスクが拡大するなど、個人情報の保護の点からも重大であります。よって、本議案に反対をいたします。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、議案第20号に対して、18番岩田かずひと議員。

〔岩田かずひと議員登壇〕

○18番（岩田かずひと議員） 議案第20号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負

契約の一部変更についての反対の立場から討論させていただきます。

街路樹を守る住民は、神田警察通り整備工事に反対はしていない。むしろ停車帯を造ることができるように提案するなどしており、話し合いを求めている。にもかかわらず、区は区民を訴えることだけに全身全霊を傾け、区民に歩み寄ろうとする気が全くない。それゆえ、2年近く街路樹を守る住民と区がにらみ合いを続けることになった。普通の企業であるならば、1つの手法で成果を出せなければあの手この手をひねり出し、様々な手段を試みるはずである。しかし、区はただ木を切りますの一点張りで、他の手法を考えようとしなかった。その結果が話し合いを求める住民の不信感を招き、工事遅延による工事費の増加につながった。であるならば、その責任は丁寧な説明を怠り、強引にでも街路樹を伐採しようとし、区民を排除することしかしてこなかった区にあると認識している。今後、これ以上無駄な出費を続けることは区のためにも区民のためにもならない。よって、本議案に反対する。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

報告のありました6議案のうち、議案第7号、千代田区子ども・子育て支援事業基金条例の一部を改正する条例、議案第16号、（仮称）神田錦町三丁目施設整備工事等請負契約について、議案第17号、財産（建物）の取得について、議案第19号、錦華公園改修工事請負契約の一部変更についての4議案は、いずれも小林たかや企画総務委員長の審査報告どおり決定し、議案第6号、千代田区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例、議案第20号、神田警察通りⅡ期自転車通行環境整備工事請負契約の一部変更についての2議案は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第6号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第6号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第20号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第20号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第10から第16を一括して議題にします。

- 議案第 9 号 千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例
- 議案第 10 号 千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 11 号 千代田区介護保険条例の一部を改正する条例
- 議案第 12 号 千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 13 号 千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 15 号 千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 議案第 18 号 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

(文教福祉委員会審査報告)

○議長（秋谷こうき議員） 西岡めぐみ文教福祉委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔西岡めぐみ議員登壇〕

○1番（西岡めぐみ議員） 文教福祉委員会に審査を付託されました議案のうち、7議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第9号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例は、内閣府令「特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正に伴い、施設の運営規程の概要及び職員の勤務体制等の施設に関する重要事項について、書面による掲示に加えウェブサイトを利用して周知するよう定めるとともに、書面等の交付または提出に代えて利用することができる電磁的記録媒体に関する規定を整備するものです。

ウェブサイトを利用した周知については本年4月1日から、電磁的記録媒体に関する規定の整備については公布の日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第9号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第10号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例は、国民健康保険事業の安定的運営のため、保険料率、賦課割合及び賦課限度額を改定するとともに、保険料均等割額の減額措置の規定を改めるほか、退職者医療制度の廃止に伴い規定を整備するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、当区の保険料率は令和6年度も特別区統一保険料率より低い設定であり、全加入者が納付する保険料の均等割は当区のほうが五、六千円安いと思われること。令和4年度の剰余金十数億円のうち、保険料率の抑制のために6億円を投入し、必要な精算を行い、残額は一般財源に戻すこと。均等割の減額措置対象拡大に伴い、5割減、2割減とも20名から30名程度増えると思われること。令和4年度に始まった未就学児の均等割5割軽減制度以前から均等割額無償化を行っている自治体もあるが、国から「独自でやることはなじまない」という通知が發出さ

れており、新たに均等割額無償化を始めるのは難しいと考えていることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、物価高騰で暮らしが大変になっている中での保険料引上げはさらに暮らしを大変にするものであり、区が保険料減額のために努力しているのは理解するが、もっと保険料減額のために努力してほしい。また、国保にしかない均等割額そのものを無償にしていく。せめて子どもの均等割額を独自に無償にすることも求め、反対する。

次に、賛成の立場から、区では、令和6年度も引き続き独自保険料を設定して加入者の負担感を極力抑えることに尽力している。特に納付金が大幅に増加したにもかかわらず、特別区統一保険料よりも低い料率になっていること。また、保険料の引上げも最小限に抑えたことで区の努力を評価したい。引き続き加入者の負担軽減に努め、安定的で継続的な国保運営を進めていくことを期待し、本議案に賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第10号は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号、千代田区介護保険条例の一部を改正する条例は、第9期介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの3年間における第1号被保険者の所得区分の段階を見直し、各段階の介護保険料を定めるほか、規定を整備するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、今回の改定で新しい所得区分の第9段階から第14段階の方に応能負担を強化することになり、全体ではおよそ7,360人、全体の62%程度の方がその対象になること。第1段階から第3段階であるおよそ3,000人、全体の25%程度の方は基準額が上がるために保険料は上がるが上げ幅を抑えていること。第4段階から第8段階の保険料は広く均衡を取りながら応能負担を強化するというで若干増えること。これまでも15段階という所得区分で応能負担を十分強化してきたため、新しい所得区分の第18段階と第1段階ではおよそ12倍の差があり、今回は第9段階から第14段階の方に広く負担をしていただくこと。保険料算定に当たり、およそ5億7,000万円弱の基金残高のうち、およそ3億4,000万円を繰り入れたこと。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、15段階から18段階に変え、基金から3億4,000万円繰り入れたことは保険料の上昇を抑えることにつながるので評価したい。しかし、保険料の段階を増やすと同時に、高所得者に保険料のさらなる負担をお願いすることによって低所得者の保険料の軽減、基準額の上昇は抑えられたのではないかと考える。さらなる保険料の軽減策を求め、反対する。

次に、賛成の立場から、現状の厳しい情勢を踏まえると一定程度の増額は避けられないものの、区においてはその上げ幅の抑制に努めていること。とりわけ低所得層に配慮した保険料は評価できる。千代田区の介護保険制度を持続可能なものとするため様々な取組が反映されていることから、本議案に賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第11号は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第12号、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例は、厚生労働省令「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」の一部改正に伴い、指定介護予防支援事業所に置くべき管理者及び専門知識を有する職員に関する規定を改め、事業者がサービスの提供に際し要した交通費を受領できるようにするとともに、事業所の運営規程の概要及び職員の勤務体制等の事業所に関する重要事項について、書面による掲示に加え、ウェブサイトを利用して周知するよう定めるほか、規定を整備するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第12号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第13号、千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例は、厚生労働省令「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の一部改正に伴い、居宅介護支援員1人当たりが担当できる利用者数を増やし、虐待防止の推進及びテレビ電話等の活用による面接の簡素化について規定するとともに、事業所の運営規程の概要及び職員の勤務体制等の事業所に関する重要事項について、書面による掲示に加え、ウェブサイトを利用して周知することについて定めるほか、書面等の交付または提出に代えて利用することができる電磁的記録媒体に関する規定等を整備するものです。

電子的記録媒体に関する規定の整備については公布の日から、そのほかの改正については本年4月1日から施行いたします。

質疑の中で、居宅介護支援員、いわゆるケアマネジャーがケアプランを作成する人数を35人から44人に増やすことで月収で2万円くらい増える見込みだが、IT機器等を使いながら事務量の軽減を図るので事務的な負担は増えない見込みであること。介護職の処遇を改善するため、介護報酬引上げだけではなく、働く環境、業務の効率化を図ることも必要と考えていること。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第13号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第15号、千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例は、お茶の水小学校の改築整備に伴い、使用できる学校施設の範囲及び使用料を定めるほか、規定を整備するものです。

本年7月1日から施行します。

質疑の中で、施設使用料は施設整備費の減価償却を考慮し、光熱費や管理費・運営費等、1年間にかかる費用の合計額と1年間で貸し出す見込みの時間数により受益者負担を算定すること。お茶の水小学校の体育館は半面ずつ使えるように規則で規定を整備する予定であること。学校によって使用料が違う要因は、面積、整備費によるものであること。団体の利用料金は基本は同一だが、教育委員会が特に必要と認めたときは減額または免除できる規定があり、具体的には、区内在住・在勤・在学者が主たる構成員とする団体の中で少年少女で構成される団体、高齢者また

は障害者、障害児で構成される団体、町会等、または生涯学習団体の連合組織等々が対象となること。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、議案第15号は賛成全員で可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、令和6年度及び令和7年度の後期高齢者医療の保険料軽減のため、一定の経費について関係区市町村の一般財源からの負担を求めるものであり、規約変更に当たり地方自治法の規定に基づき議会の議決に付するものです。

本年4月1日から施行します。

質疑の中で、令和6年度、7年度の賦課限度額増額は国の決定で激変緩和対応の1つに位置づけられていること。激変緩和ありの対象者はおよそ600名で、全体の1割前後であること。後期高齢者医療制度の財源は、患者負担分を除いて、高齢者の保険料がおよそ1割、現役世代の支援がおよそ4割、公費がおよそ5割であるため高齢者からも応分の負担を求めざるを得ないが、低所得世帯に属する被保険者に極力負担をかけないような対策を講ずる必要があると考え、全区市町村合意の下、特別対策等軽減策を行っていること。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、そもそも抑制策を取らなければいけない制度設計自体が問題だと思う。低所得者への軽減策が行われていることはよいことだと思うが、この物価高の中、これだけの負担が増えていくのは、やはり高齢者にとっては大変だと思う。東京都全体の制度ではあるが、こうした負担増につながることは反対する。

次に、賛成の立場から、令和6年、7年度の後期高齢者医療保険料の改定に当たり、保険料の軽減策を行うことに伴い広域連合規約の一部変更が必要となる。規約の変更は、地方自治法の規定により広域連合を構成する各区市町村議会の議決を要するもので、内容も被保険者の負担軽減を図るために必要な措置であることから、本議案に賛成するとの意見がありました。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第18号は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上、当委員会に審査を付託されました議案のうち、7議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました7議案のうち、議案第9号、千代田区保育施設等運営基準条例の一部を改正する条例、議案第12号、千代田区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号、千代田区指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例、議案第15号、千代田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例の4議案は、いずれも西岡めぐみ文教福祉委員長の審査報告どおり決定し、議案第10号、千代田区国民健康保険条例の一部を改正する条例、議案第11号、千代田区介護保険条例の一部を改正する条例、議案第18号、東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についての3議案は、

投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第10号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第10号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第11号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第11号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第18号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第18号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第17を議題にします。



議案第14号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

（環境まちづくり委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 林則行環境まちづくり委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔林則行議員登壇〕

○20番（林則行議員） 環境まちづくり委員会に審査を付託されました1議案の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第14号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、東京都市計画外神田一丁目南部地区地区計画及び九段南一丁目地区地区計画の決定並びに富士見二丁目北部地区地区計画の変更の決定に伴い、建築基準法第68条の2の規定に基

づき、当該地区計画が定める地区整備計画の区域内における建築物の用途、容積率等の限度、その他の建築制限に関する事項について定めるものです。

この条例は公布の日から施行するものとしております。

この議案については、外神田一丁目南部地区地区計画の件で、参考人として、外神田一丁目1、2、3番地区再開発準備組合をお呼びし、区有施設を含む再開発事業計画に関して意見聴取をし、また、外神田一丁目南部地区地区計画及び九段南一丁目地区地区計画の件では、万世会館や生涯学習館等の公共施設が地区内に含まれ、また、区道を廃道し宅地化した上で公共施設を整備する計画であることから、企画総務委員会・環境まちづくり委員会連合審査会を開催し、公共施設を中心に審査を行いました。

質疑の中で、本議案の中には3件の地区計画が含まれるが、地区計画条例としては1つのため地区計画ごとに分けて議案とすることはできないこと。区として、再開発事業の中で増し床する場合には基本設計の段階で求めていく必要があり、事業者側と協議する必要があること。外神田一丁目南部地区地区計画に関しては、当地区には清掃事務所、万世会館が含まれ、他の地権者を含めた事業計画全体を検討する中で、共同事業のため仮移転する必要が生じる可能性はあり、今後の事業計画の中で検討がなされていくこと。区としては直接移転を希望しているが、仮施設になった場合でも、現場職員等と調整し、しっかり取り組んでいく考えがあること。大規模な建物になるため、高効率の機械の設置等、そのボリュームを生かし、環境に配慮した建築計画になるよう区として誘導していく考えであること。本再開発事業の公共性としては、親水広場の整備、緊急輸送道路沿いの耐震化、防災船着場の整備による防災性の向上、バス待合所の整備を含む渋滞解消、道路上空に国道をまたぐデッキを造り、回遊性を高める等があると認識していること。ライフサイクルコストについては、建物設計が進み、整備関係が決まってくる実施設計が終わった段階で試算される予定であること。鎌倉橋のリサイクルセンター機能の移転については、現状をそのままということではなく、その在り方も含め、外神田一丁目再開発事業者とも連携しながら循環型社会経済に向けた課題解決に資するような機能に発展させていきたいと考えていること。区補助金は、現在想定する総事業費から算出すると約32億円見込まれること。本再開発事業費におけるリスクについては、現段階で区が補填することはなく、再開発事業者として建設費を工夫したり保留床価格を上げたりすることで対応すること。廃道に当たり、今回道路という財産の形態でなくなるが、通路を造り、人の通れる空間は確保しながら、廃道した道路を床に変えて有効に使っていく発想であること。本事業はまちづくり構想の段階から国、東京都も入れて話をしてきたものであり、公共としてしっかり進めていかなければならない事業であると認識していること。

次に、九段南一丁目地区地区計画に関しては、域外貢献として歩行者用ネットワーク整備に資することとして、日本橋川の対岸の親水空間の整備等が位置づけられていること。北地区内には区道が333平米あり、そのうち215平米を地区内の道路に付け替え、118平米を宅地化する計画であること。九段下駅から千代田区役所までつなぐことを検討したが物理的に難しく、北地区、中地区へ地下からエレベーターで上がってきてから区役所までをバリアフリー動線でつな

ぐことで考えていること。北地区内にある生涯学習機能は現在の場所に定着していることから、再開発事業における権利床取得に当たっては、その機能配置を中心に考えていくこと。今後、区が取得する権利床の床ボリュームと必要な保留床を買い足す場合のコストが見えてきたところで、様々な意見や提案に対して勘案できる許容があれば検討の材料になること。新九段生涯学習館の整備は来年度予算の中で今の機能のみならず今後求められるニーズや理想型も含めて検討をしていくこと。廃止した千代田公会堂等のホール機能や千代田図書館を移転し本地区にその機能を入れられるかについては、区役所本庁舎を整備するに当たって、共生の理念から図書館を設置したことや、区内には民間ホールが様々あることで公会堂を廃止した等の経緯経過があったことも含めて、全庁的に議論する必要があること。公共施設の用途については多角的に検討し、その際には議会での議論も参考にして庁内的に定めていくこと。本定例会で条例が可決された場合、来年度の上半期には図書館、ホール等の特殊用途については荷重条件等を基本設計条件として見込んでいかなければならないことなどが明らかになりました。

質疑を終了し、討論に入り、反対の立場から、事業の見通しは立っておらず、官製談合事件も起きている当区で行政に対し白紙委任することは議員の職務放棄である。再開発準備組合任せに計画を進めるのではなく、区が複数プランを議会と一緒に用意して準備組合に出すぐらいの努力をすべきであるにもかかわらず、区は指導する立場と言いながらも、他人事のように今後のリスクも考えず計画を進めることだけに心血を注ぎ、明らかにすべきことを明らかにしようとしないうえ、反対する。

同じく反対の立場から、この段階においても質問をしても事業等の見通し等、全てにおいてまともな答弁が返ってこなく、このやり方では訴訟リスクは免れず、非常に不安定な計画になり、そのリスクは、地権者、地域住民、公共施設の利用者や職員を巻き込むことになる。ここは立ち止まり、一定程度時限をつけ事業の推移を見守らなければ区民を苦しい状況に陥れるため、反対する。

次に、賛成の立場から、この審査に当たり委員長の下で丁寧に審査したこと。事業の見通しの確認や秋葉原にある清掃事務所、葬祭場、また富士見や九段下ではまちのバリアフリー化やにぎわいの点でなくてはならないものと分かった。高騰する建築コストは事業者から現時点で対策が取られていることを確認した。委員会としては十分な議論が行われ、議案を判断する段階に来ていると理解し、賛成する。

また、同じく賛成の立場から、本議案は、再開発という手法で公共施設の機能更新や地域課題の解決を目指すものであり、特に治安の悪化について外神田は様々な報告がある中で、この事業がもっとまちの治安をよくしていくという1つの策ではないかと考える。公共施設の在り方は一定程度の整理が必要であるが、この大きな地域課題の解決ということに関して議案に賛成する。

討論を終了し、採決を行った結果、議案第14号は賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当委員会に審査を付託されました1議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） 議案第14号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可しま

す。

初めに、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 議案第14号、千代田区地区計画内の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論を行います。

本議案は、区内の2つの地区の地区計画の新規決定と、1つの地区の地区計画の変更に伴い、建築物の制限内容を追加するものです。これにより地区計画の内容に実効性を持たせようとするものです。

本議案に反対する第一の理由は、いずれも規制緩和型であり、持続可能なまちづくりとは正反対の改定となっていることです。日本は人口減社会に突入しました。リモートワークも普及し、オフィス需要は減少の一途をたどっています。円安に伴う機材高騰などで、区内の都市計画決定をした再開発事業は、今、事業計画の見直しを余儀なく強いられている状況です。しかも、国の一極集中政策と小池都政の東京大改造計画の下、都心3区だけで毎年5,000ヘクタールもの床面積が増え続けています。これは東京ドーム1,000個分に相当します。そのときに規制緩和でさらなる大規模な再開発事業を進めればオフィスの過剰供給となるのは必至です。同時に、都心区への過剰なオフィス供給は地方から人、金、物を奪うことにつながり、地方経済の衰退を招き、都市計画法の目的である国土の均衡ある発展に反することは明らかです。

第二の理由は、外神田一丁目南部地区に象徴されるように、住民の合意形成が不十分なまま地区計画が新設、変更されたことです。再開発等促進区を定める地区計画という都市計画法が使われます。これは究極の規制緩和手法であり、住環境に大きな影響をもたらすものです。それだけに準備段階からの十分な情報公開と住民参加を定めた運用基準を千代田区独自に持つことが求められます。そのことを強調し、反対をいたします。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、2番大坂隆洋議員。

〔大坂隆洋議員登壇〕

○2番（大坂隆洋議員） 議案第14号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例に対し、賛成の立場から討論を行います。

本議案に関係する3つの地区計画は、それぞれ区の施設が入ることが想定されている計画であり、今後、地域の核となる事業になると考えています。特に外神田一丁目南部地区については、議会においても長期にわたり丁寧に議論を進めてきたものであります。本定例会においては、企画総務委員会と環境まちづくり委員会で連合審査が行われ、そこでは外神田一丁目南部地区、九段南一丁目地区のまちづくりについて前向きな議論がありました。

九段南一丁目地区については、区域内にある九段生涯学習館が現地での建て替えが想定されていることが明らかとなり、さらに育成用途として図書館や公会堂のようなホールを入れてはどうかという意見がありました。この場所は区役所本庁舎に隣接していることと、九段下駅直結になるという立地から千代田区の顔となる可能性を秘めた施設になることが想定されており、区民ニーズの高い機能を組み込むことで、千代田区の象徴ともいえるべき施設として整備されることを期

待しています。

外神田一丁目南部地区については、既に区域内にある清掃事務所と万世会館が現地にて建て替えられることとなっています。そうした中で、千代田区立スポーツセンター内にあるリサイクルセンターについて、清掃事務所との親和性が非常に高いことから組み込むことが提案されました。スポーツセンターについては建て替えの計画が来年度から動き始めます。本来の機能に特化した施設として機能更新するに当たりこうした整理も必要ではないでしょうか。また、近接するちよだアートスクエアについては、現行の基本構想に沿った形で進められることが決まっていますが、文化の結節点となる秋葉原の中心地となるこの地域において、一旦立ち止まって何が可能なのか検討すべきとの意見もありました。いずれにしても、今回の大規模な再開発を進めるに当たり大きな視点に立った検討が必要です。これを機に、今後、公共施設の整備方針についてもしっかりと議論をした上で策定していくことを期待し、本議案に賛成いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 次に、13番はまもりかおり議員。

〔はまもりかおり議員登壇〕

○13番（はまもりかおり議員） 議案第14号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論いたします。

反対理由に入る前に、議案の提出方法について異議を申したいと思います。当議案は外神田一丁目南部地区、九段南一丁目地区、富士見二丁目3番地区の3つの再開発事業を一まとめにしたものです。本来は別々の事業であることからそれぞれ個別の議案として審議するものですが、今回は一まとめにすることで反対しにくい形式になっております。委員会において、区は分けることはできないという答弁をしておりますが、本当にそうなのか、最後まで疑問が残ります。

ここからは反対理由となりますが、外神田一丁目南部地区の再開発事業について3点挙げさせていただきます。1点目は事業性について、2点目は公共施設について、3点目は撤退戦略についてです。

まず、事業性についてですが、事業の破綻リスクが大きいと捉えています。坪単価の試算が実情と大きく乖離があるためです。6年前万世橋出張所の建て替えをしたときの坪単価は281万円でした。しかし、今回同じ通り沿いの万世会館を建て直す際の試算では170万円となっております。100万円以上の乖離があります。昨今の建築費高騰を踏まえると6年前より高くなることはあっても100万円以上安くなることは考えにくい状況です。外神田一丁目再開発事業は、民間の土地を買上げ、清掃事務所、万世会館、区道などの区有地を共同化して、超高層ビル、親水広場などを造る事業ですが、この坪単価の試算が変わると、もともと見積もっていた事業費よりも高くなり、土地を所有していた地権者や区有地の地権者である区民が損をすることになります。具体的に言いますと、追加費用の負担が求められたり、土地を差し出す代わりにもらえる権利床、床面積が小さくなるということです。区は委員会で事業破綻のリスクは全て東京都及びデベロッパーが負うと説明しましたが、本当でしょうか。全国の事例では、民間の地権者がリスクを負っていることから不安を払拭できていません。

次に、2点目の公共施設についてですが、様々なことが検討が尽くされておらず、住民にも職

員にも十分な説明がなされていないことが挙げられます。もともと当事業を進める理由の1つに、今のままでは公共施設の建て直しができないという区の考えがありました。しかし、それほど重視している公共施設について、清掃事務所の仮施設を造るのかどうかさえ整理されていません。万世会館に至っては、駐車場など、区のもともとの要求水準を満たしていません。さらに区として必要な公共施設を新たに組み込むことができるのかの見通しも立っていません。区民にとって大切な公共施設についてどうなるか分からないまま進めてよいのか、大いに疑問があります。

最後に、撤退戦略についてです。仮に事業性や公共施設などの整理が不確かな状態で進めるのであれば、どのような状況になったら事業の見直し、あるいは撤退をするのか、あらかじめ判断基準やプロセスを決めておく必要があります。しかし、それもないためリスクを最小限に抑えることができません。

以上のことから、事業リスクが大きく、撤退条件もない事業を含む当議案について反対いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

報告のありました議案第14号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

議案第14号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第14号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

日程第18を議題にします。



議員提出議案第4号 「議案第14号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議

○議長（秋谷こうき議員） 提出者を代表して小林たかや議員から、提案理由の説明をお願いします。

〔小林たかや議員登壇〕

○19番（小林たかや議員） 「議案第14号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議。

外神田一丁目南部地区においては、令和5年3月3日環境・まちづくり特別委員会の集約で、当該エリアには万世会館、清掃事務所、区道など、区有施設を多く含んでいることから、今後、

公共性、公益性を区民と情報共有すべきであること、それらの点において不十分であったことを行政は認識し、教訓を生かす必要があるとされていました。

議案第14号の議案をもって長い長い長い審査の総決算と言えます。以下、案文の朗読をもって提案理由の説明とします。

「議案第14号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議

千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、以下のことを十分踏まえることを強く求める。

記

第1回定例会において環境まちづくり委員会に付託された議案の特に外神田一丁目南部地区については、限られた時間の中で、参考人招致や連合審査会での公共機能配置等を慎重かつ丁寧に審議した。

しかし、基本設計を固めるまでは事業性や清掃事務所等の仮移転について、これ以上の審査を深めることが出来なかった。

そこで、執行に当たっては、下記のことを十分踏まえ慎重かつ丁寧に進めること。

1. 外神田一丁目南部地区においては、現状の同意率が低いことから、建築条例化後、組合設立認可申請時まで、民間の同意率をより向上できるよう注視し、また、その調整状況については、適宜議会にも報告すること。

2. 外神田一丁目南部地区、九段南一丁目地区については、区域内に区の公共施設を含むことから、建築条例化後の基本設計作業の過程においては、権利床のみならず保留床取得による増し床も視野に入れたうえで、まちにとって、区民にとって、最適な公共機能配置となるよう、全庁的に取り組むこととし、議会とも意見交換を重ねながら、多角的に幅広い検討を重ねていくこと。

以上、決議する。

令和6年3月14日

千代田区議会

以上、満場一致ご議決いただきますようお願いいたします。

○議長（秋谷こうき議員） 議員提出議案第4号に対し、討論の通告がありますので、発言を許可します。

9番小野なりこ議員。

〔小野なりこ議員登壇〕

○9番（小野なりこ議員） 議案第14号、千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例は、当該地区計画が定める区域内の建築物の用途、容積率等の限度などの建築制限に関する事項を定めるものです。これに対して本件附帯決議文案は、まち

づくりの進め方に関する意見や要望となっており、条例の内容に直接合致した内容とは必ずしもなっていないと考えます。

また、文中に「審議を深めることが出来なかった」とありますが、これまでも執行機関からの報告や事業者との調整なども適宜行われ、委員会としては十分な議論を積み重ねてきたと考えております。その上で、今般の条例案の審議においても、連合審査会を開催するなど、委員長の下、横断的で多岐にわたる議論が慎重かつ丁寧に行われています。こうした経過をたどって議案の判断に至っていると考えているため、本議案に反対いたします。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で討論を終了します。

お諮りします。

説明のありました議員提出議案第4号、「議案第14号 千代田区地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例」に対する附帯決議は、投票システムにより採決したいと思います。異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

議員提出案第4号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議員提出議案第4号は、賛成少数により否決されました。

日程第19から第22を一括して議題にします。



議案第2号 令和6年度千代田区一般会計予算

議案第3号 令和6年度千代田区国民健康保険事業会計予算

議案第4号 令和6年度千代田区介護保険特別会計予算

議案第5号 令和6年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算

（予算特別委員会審査報告）

○議長（秋谷こうき議員） 岩佐りょう子予算特別委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いします。

〔岩佐りょう子議員登壇〕

○8番（岩佐りょう子議員） 全議員で構成する予算特別委員会に審査を付託された議案のうち、令和6年度各会計当初予算の審査経過及び結果を報告いたします。

議案第2号、令和6年度千代田区一般会計予算、議案第3号、令和6年度千代田区国民健康保険事業会計予算、議案第4号、令和6年度千代田区介護保険特別会計予算、議案第5号、令和6年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算の4議案の審査に当たっては、常任委員会の所管別に

3つの分科会を設置して、それぞれ詳細な調査を行いました。その分科会の調査報告を踏まえた総括質疑において、多数の事項について質疑が行われました。

質疑を終了し、意見発表を行ったところ、まず反対の立場から、次のような意見がありました。

本予算案では、学校給食無償化の来年度の継続実施、区立学校における学校教材費への補助、放課後等デイサービスの利用者負担ゼロ、病児保育の実施など、区民や子育て世代の願いに応える施策が盛り込まれた。

しかし、反対する第一の理由として、物価高騰や経済低迷の影響が、子育て世代だけではなく、あらゆる世代や事業者を及んでいるにもかかわらず、子育て支援策に比べ高齢者や生活が困窮している世帯への区独自の支援策があまりにも弱過ぎる。また、中小・零細事業者や個人事業主は光熱費や仕入れ値の高騰、インボイスの導入で、商売が続けられるかどうかぎりぎりの状況であるにもかかわらず、そうした事業者に向けて直接支援がない。これらの実情に目を向けて支援を強めることを求める。

第二の理由は、まちづくりにおいて、地権者、住民の理解を得る努力が足りないまま事業を強引に進めたことにより、神田警察通り沿道整備や外神田一丁目南部地区、二番町などの再開発で住民同士の分断を生んでいることである。まちづくりの主人公は住民であり、まちづくりにおいて十分な情報公開と十分な合意形成の努力を行うことを求める。また、能登半島震災の復興、人口減社会、地球温暖化を考えると、都心に人材を集中させ、温室効果ガスを大量に排出する巨大な再開発は一旦立ち止まって考え直すことが必要である。

第三の理由は、長年住み続けてきた千代田にこれからも住みたいという当然の願いに背を向けていることである。区は、住宅への支援を民間ストックの公共住宅の増設や家賃補助の拡充で行わないとし、居住支援協議会が取り組んでいる高齢者への住まいの相談でも、15件の相談件数で新たに民間住宅に入れた件数がゼロということにも表れているとおり、居住支援を民間ストックで行うのは限界がある。改めて公共住宅の増設と家賃補助の拡充を求める。

第四の理由は、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料がいずれも負担増となっていることである。区民や高齢者の暮らしが大変な中で、こうした保険料の負担増はさらなる困難をもたらすのではないか。国保の均等割額保険料の軽減、介護保険での保険料の最高段階への引上げ、さらに区として国に各保険への財政支出を求めるなど、保険料の負担軽減のための努力を強く求める。

以上の理由で2024年度各会計予算に反対する。

次の意見として、令和6年度一般会計予算については、子ども・子育て支援施策や福祉施策の強化、DXの推進など、重点テーマを設け、時代の変化や区民ニーズに対応していく姿勢が見られた。しかしながら、私たち議員は、予算の適正な使い方について区民への説明責任がある中で、次のとおり説明できない案件があった。

1、危機管理の運用について、区民目線で十分とは言えないこと、特に区が区民を訴える際の手続及び費用の妥当性に疑問が残ること。2、どの地域にどの公共施設が必要と考えているのか、まちづくりの中でどのように位置づけていくのかビジョンが見えないこと。3、あらゆる案件に

において意思形成過程が議会及び区民に見えにくいこと。

以上のことから、令和6年度一般会計予算に反対する。

次の意見として、疑義があっても区のやっていることは正しいという認識でいる千代田区は、事件を起こした自治体であるにもかかわらずリーガルチェックすらしようとせず、区が独自に判断したのでそれでいいんだという開き直る姿勢から、自浄作用もなければ反省する気持ちも見られないのは区の答弁から明らかである。今までの態度を改めようという気すらない中で組まれた予算、またホームページで見つけた弁護士に310万円の着手金を含む合計552万円という、弁護士費用としてはかなり高額な金額を支出するなど、公金の使い方がずさんである。明らかにすべきことを明らかにせず、今後どのような事件が表面化するか分からないような本予算には、怖くて賛成できない。とは言いながらも、飼い主のいない動物への予算等も新たにつけていただくなど、一定の評価をしている。反対したのでは全てが前に進まないことから、本予算に賛成したい気持ちがないわけではない。しかし、今、区が一番にやるべきことはうみを出し切り透明性を高めることである。よって、本一般会計予算に反対する、との意見がありました。

一方、賛成の立場からは、次のような意見がありました。

新型コロナウイルス感染症が季節性インフルエンザ並みの5類に引き下げられ、地域にコロナ禍以前の日常と活気が戻りつつある一方で、長引く物価高騰もあり、地域社会や経済は決して予断を許さない状況にある。令和6年度千代田区一般会計予算は、デジタルデバイドの解消などのDX施策や地域社会のつながりの強化に重点を置いた予算となっている一方で、物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯を多様なライフスタイルに応じた支援、障害児福祉に関しては、区独自に支援を拡充するなど、千代田区らしいきめの細かい支援が増えていることを評価する。区民の中でも様々な意見があるまちづくりにおいては、各事業ごとに引き続き地域のニーズを丁寧に聞きながら柔軟に対応していくことを求め、本予算に賛成する。

次の意見として、令和6年度一般会計歳出予算額695億7,500万円のうち、子ども費が182億で、26%と高い構成比を占めている。これは子ども・子育て支援施策充実の必要性を踏まえて、子育て世代の経済的な負担の軽減や子育て教育環境の充実・整備などを積極果敢に展開しようとするもので、本区への転入人口などのトレンドに沿った、きめ細やかな内容であると理解した。質疑においては、平和教育の矛盾、教育の過度な平等意識による弊害を指摘した。習熟度別クラス編制の充実、正しい平和教育については改善の余地があると考えるが、全体としては評価できる予算編成であると判断し、本予算案に賛成する。

次の意見として、令和6年度予算は千代田区が「未来を拓く子どもの笑顔と子育て世代の安心を育む予算」として、子ども・子育て支援施策、DXの推進、高齢者施策、地域コミュニティ活性化、脱炭素社会の実現、災害に備えたまちづくりの6つのテーマを重要課題として編成された。

具体的な事業としては、1、私立保育所等への運営補助。2、病児・病後児保育事業。3、いじめ、不登校防止プロジェクト。4、出産・子育て支援。5、認知症支援サービス。6、障害児等への支援関連事業。7、産業コミュニティ形成支援事業。8、GXの取組。9、食品ロス削減の推進。10、防災対策の推進など、評価できるものがある。今後、予算の執行においては、区

民に寄り添い、誰一人取り残さないとの思いで一つ一つの事業に取り組んでいくことを強く要望し、令和6年度各会計予算に賛成する。

次の意見として、区は区民に向けてよい事業の遂行をと、それぞれ個別に努力していることを理解し、また、子育て施策の充実、グリーンインフラやブルーカーボン等の新たな環境施策、DXの推進などを評価する。ただし、個別の配分内容については賛成できるところと疑義や修正を求める箇所も存在する。少なくとも5年以上前年と同じで伸びも減りもしない予算額が同一の事業は、当該事業の過去5年間の在り方を見て、今後どうあるべきかを見直す必要があるが、何を見直したらよいかを審査するために、グラフ等での見える化を求める。また、既存事業が定期的に見直されないまま新規事業が増えていくことは、職員の負担増になるばかりで、見直すべきものは見直した上で、スクラップ・アンド・ビルドは必要である。そして、受益者にとっての予算の公平性、公明性が担保されることも必要である。また、多様な世代が活動する場、活動する機会とそれが行われる空間のデザインが重要であり、この観点から千代田区らしいコミュニティデザインを検討していくことを期待し、令和6年度各会計予算案に賛成する。

次の意見として、令和6年度当初予算案は、千代田区第4次基本構想が策定されて以降初めての予算案であるとともに、新型コロナウイルス感染症の影響によって劇的に変化したライフスタイルにも対応していくことが求められる予算でもある。九段中等教育学校後期課程授業料無償化に関する歳入については、千代田区の子どもたちが不利益を被ることがないように判断されたことは評価する。しかしながら、スケジュールの関係で予算書と予算案の概要との記述に不一致が生じるなどの問題が発生した。歳入での調整ができるとはいえ、このことは区として重く受け止め、今後は正確な行政計画の策定により、一層の注力を行っていくよう求める。

一方、食品ロス削減の推進については、計画策定に向け新たな試みやフォーラムが開催されるほか、庁内検討会を設置し、総合的に取り組んでいくことが確認された。四番町公共施設整備の入札に関しては、契約制度についても見直すべき点は見直すとの区の姿勢が明らかとなった。また、協定の在り方については、多数の協定を締結していることが明らかになったが、有効性、実効性が担保されなければ意味がない。今後それぞれの協定についての確認と管理の仕方の見直しが必要であり、着実な対応を求める。

令和6年度予算案は「未来を拓く子どもの笑顔と子育て世代の安心を育む予算」との副題がつけられ、総合的な子ども・子育て支援施策を中心に、チャレンジングな施策が展開されている。一方で、足元を見ると、合計特殊出生率の低下など、少子高齢化の影響は本区においても無視できない状況となってきており、今後は高齢者が増加するものの、子どもや現役世代が減少していくことが予測される。実施される施策の効果検証を多角的に行いながら、持続可能な行財政運営を行っていくことを求め、令和6年度各会計予算案に賛成する、との意見がありました。

意見発表を終了し、議案第2号から第5号の各会計当初予算4議案について、それぞれ採決を行った結果、いずれも賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上で、当予算特別委員会に審査を付託された令和6年度各会計当初予算4議案の審査経過及び結果の報告を終わります。

○議長（秋谷こうき議員） お諮りします。

ただいま報告のありました議案第2号、令和6年度千代田区一般会計予算、議案第3号、令和6年度千代田区国民健康保険事業会計予算、議案第4号、令和6年度千代田区介護保険特別会計予算、議案第5号、令和6年度千代田区後期高齢者医療特別会計予算の4議案は、いずれも投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

初めに、議案第2号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。（発言する者あり）お願いします。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第2号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第3号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第4号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第4号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○議長（秋谷こうき議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） なしと認め、確定します。

議案第5号は、賛成多数により原案どおり可決されました。

議事の都合により休憩いたします。

午後2時20分 休憩

午後2時27分 再開

○議長（秋谷こうき議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

池田副議長と議長席を交代します。

〔秋谷議長 自席へ〕

〔池田副議長 議長席へ〕

○副議長（池田とものり議員） しばらくの間、私、副議長が議長の職務を行います。

日程第23を議題にいたします。



請願6-2 令和5年7月11日 本会議議事録改竄の調査を求める請願

○副議長（池田とものり議員） ここでお諮りいたします。

秋谷こうき議長、3番のざわ哲夫議員、4番小枝すみ子議員、15番永田壮一議員の4名は、地方自治法第117条の規定により議事に参与できませんが、同条ただし書の規定により、本件請願に対する討論開始前までの同席を許可したいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田とものり議員） 異議なしと認め、決定いたします。

小野なりこ議会運営委員長から、同委員会の審査経過及び結果について報告をお願いいたします。

〔小野なりこ議員登壇〕

○9番（小野なりこ議員） 議会運営委員会に審査を付託された請願6-2、令和5年7月11日本会議議事録改竄の調査を求める請願の審査経過及び結果について報告いたします。

本請願の内容は、令和5年第2回定例会の最終日である7月11日の本会議において、環境まちづくり委員会に審査を付託された請願5-1、外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願について、閉会中の継続審査とする旨の申出が諮られ、投票システムによる採決が行われた際に、賛成・反対のボタンを押し間違えた議員が、表決の確定後にそのやり直しを求めた際の発言が議事録に記載されなかったことについて調査を求めるというものです。

本件請願は、本年2月15日に議長宛てに提出され、2月22日の継続会で議長が当委員会に付託しました。当委員会では、3月6日及び3月13日の2回にわたり、本件請願審査を行いました。

3月6日に開催された委員会での最初の請願審査では、まず、紹介議員から請願の趣旨説明を受け、紹介議員からは、千代田区議会規則第82条に違反する、本来許されない本会議での表決の訂正が行われた疑いがある。評決の訂正を求めた発言が存在するにもかかわらず、当該会議録に記載されていない。さらに、区議会ホームページ上で公開している当該部分の動画記録も改竄された可能性がある。まずはこれらの事実関係を調査し、客観的証拠を確認することが会議録署名員でもある。今回の紹介議員の役割でもあり、疑義を抱えている区議会が当事者として果たすべき役割であると考えたとの説明がありました。

その後、質疑の中で、会議録署名員は、地方自治法により「議長及び議会において定められた

二人以上の議員」とすると規定されている。したがって、この会議録署名員は、本会議の会議録が正しく作成をされているということを確認いただいて署名をするものであり、「署名員は、会議記録の記述が誤っていると認めるときは、その署名を拒否できる」という行政実例があること。今回の会議録署名員であった議員は、署名をする際に、当該議事録について何の説明も受けなかったこと。議事録の訂正要求があった場合は、議長が署名議員に連絡をし、その内容を説明して了承を得ることが適当であるとされているが、今回の議事録についても訂正すべきという結論に至った場合は訂正できる可能性があること。「議員は、自分から表決の訂正を求めることはできない」という会議規則82条の規定については事務局も認識していたが、議長あるいは委員長の判断で表決の訂正を認めた国会での先例が幾つかあること。本会議での発言については、会議規則第47条によって「すべて議長の許可を得なければならない」と規定されている。議長の許可を得ていない発言については、いわゆる不規則発言と呼ばれ、正規の発言ではなく、本来議事録に記載する必要がないものであること。これらの不規則発言を議事録に正確に記載するか否かについては、議長による会議録調製権の下で「(発言する者あり)」や「(「〇〇」と呼ぶ者あり)」といった記載をするよう努めている。しかし、議長が許可していない発言を記載していないことをもって改竄という指摘は当たらないと事務局としては認識していることなどが明らかになりました。

質疑を終了し、本件請願の取扱いについて確認したところ、これまでの当区議会での請願審査と同様、丁寧に進めていくため、正副委員長が請願者の方に直接ご意見を伺って、その内容を次回の委員会で報告した上で、今定例会中で結論を出すことを確認して、継続審査となりました。

3月13日の委員会では2回目の請願審査が行われ、その前日に正副委員長が請願者からの意見聴取を行ったところ、本件請願者は、今回問題とされている昨年7月11日の本会議での採決の対象となっていた請願の請願者であるということ踏まえる必要があり、その上で、議事録に「聴取不能」と書かれている箇所について「議長、訂正願います」という意味の発言が傍聴席からでも聞き取れたという主張で、それを基に表決のやり直しが行われたということから、議事録に「聴取不能」と記載されていることについて疑義を抱き、真相究明が必要であると思うに至った、とのことでした。

質疑を終了し、討論の省略を諮り、採決を行った結果、請願6-2、令和5年7月11日本会議議事録改竄の調査を求める請願は、賛成者がなく、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

以上で、当議会運営委員会に審査を付託された請願の審査経過及び結果の報告を終わります。

○副議長（池田とものり議員） ここで、地方自治法第117条の規定により、秋谷こうき議長、3番のざわ哲夫議員、4番小枝すみ子議員、15番永田壮一議員の退席を求めます。

〔秋谷こうき議長・のざわ哲夫議員・小枝すみ子議員・永田壮一議員 退席〕

○副議長（池田とものり議員） 請願6-2に対し、討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

初めに、7番牛尾こうじろう議員。

〔牛尾こうじろう議員登壇〕

○7番（牛尾こうじろう議員） 請願6-2、令和5年7月11日本会議議事録改竄の調査を求める請願について、反対の立場から討論を行います。

本請願は、昨年7月11日の第2回定例会本会議において、外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願について、閉会中の継続審査とするか否かを採決する際に、永田議員の採決ボタンの押し間違いによって採決をやり直したことについて、本会議での表決の訂正が会議規則82条違反となることと、そのやり取りの発言が議事録に載っていないことを、議事録の改竄であるとして調査を求めています。

反対する第一の理由です。当時の本会議では、誰一人として採決ボタンの押し間違いを問題にしておりません。ボタンの押し間違いについては、本会議に臨む緊張感が不足していることを指摘しなければいけません、（発言する者あり）それを、半年たった今、問題にする理由を見いだせないからであります。

反対する第二の理由です。本請願で改竄と指摘している議事録部分と同様部分の録画等、何度も聞き比べましたが、議事録と録画音声との不一致がなかったということです。このこと自身、改竄はないことを示していますし、そもそも改竄する理由がどこにあるのでしょうか。

以上、二つの理由で反対します。

「議員必携」では、議会に関する全ての事務を処理して、議会の持つ権能が十分に発揮できるように努めることを議会事務局職員の責任としています。職員の皆さんは、会議の準備、議会の調査の手配、議事録の作成など、多種多様な事務をこなし、時には深夜まで事務作業を行い、議会を支えています。さらに、議会が独自に行う政策立案の支援、議会と執行機関が対立した際の調整役としての役割や、公務員として議会を通じて住民に奉仕する役割を果たしています。こうした議会事務局と区議会が一体となって議会活動に取り組み、信頼関係をつくっていくことで、区民代表として選ばれた我々議員が区民の要望を区政に反映させるための仕事が行えるようになるのではないのでしょうか。そのことを最後に訴え、討論を終わります。

○副議長（池田ともり議員） 次に、13番はまもりかおり議員。

〔はまもりかおり議員登壇〕

○13番（はまもりかおり議員） 令和5年7月11日本会議議事録改竄の調査を求める請願について、賛成の立場から討論いたします。

当請願は、昨年7月11日の第2回定例会において、外神田一丁目計画の委員会集約の遵守を求める請願の取扱いについて諮った投票行動及び議事録に関する調査を求めるものです。文中に改竄や違法行為という強い言い回しを使っていることから、私たちの罪を問うことが目的の請願ではないかと誤解する方がいました。しかし、本来の目的は、請願者にとって重要な局面において、なぜ条例違反となるような投票のやり直しがなされたのか、なぜ大事な発言部分が「（聴取不能）」と議事録に記載されたのか、調査をして説明してほしいというものです。

まず、投票のやり直しがなされたことについてですが、私たちはそのルールを知らなかったり、知っていても、とっさに運営及び動議による対応ができませんでした。しかし、本来は条例であ

る千代田区議会会議規則82条に反するものです。修正前、投票結果は12対12と同数で、言い換えれば投票箱が決まった状態で確定していました。あ、失礼しました。投票箱が閉まった状態で確定していました。私たちは事の重大性を認識し、投票結果は有効であったのか、そして再度同じようなことを起こさないためにはどのような対策が可能か、調査検討することが必要ではないでしょうか。

次に、投票のやり直しを求める発言が議事録に反映されなかった件についてです。8階の傍聴席でも聞こえたという方がいたにもかかわらず、議事録上は聴取不能となっていたことについて、ヒューマンエラーによるものなのか、システム上の問題なのか、原因解明が求められています。例えば、システム上の問題であれば、マイクや録音システムの性能によるものなのか、あるいは不具合なのか、同じ状況で再現するなどして検証し、原因を突き止めた上で、再発防止策を講じる必要があります。そうでなければ、再び同じエラーが起るリスクを払拭できません。私たちは公正で開かれた議会を目指しています。改めて議決の重みを認識し、再発防止を図るため調査が必要であると考え、本請願に賛成いたします。

○副議長（池田とものり議員） 以上で、討論を終了いたします。

お諮りします。

報告のありました請願6-2、本会議議事録改竄の調査を求める請願については、投票システムにより採決したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田とものり議員） 異議なしと認め、決定いたします。

請願6-2に賛成の議員は白のボタンを、反対の議員は青のボタンを押してください。

〔賛成・反対者ボタンにより投票〕

○副議長（池田とものり議員） 押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（池田とものり議員） なしと認め、確定いたします。

請願6-2は、賛成少数により不採択となりました。

〔秋谷議長 入場・自席へ〕

〔のぞわ哲夫議員・小枝すみ子議員・永田壮一議員 入場・着席〕

○副議長（池田とものり議員） 秋谷こうき議長と議長席を交代いたします。

〔池田副議長 自席へ〕

〔秋谷議長 議長席へ〕

○議長（秋谷こうき議員） 再び、私、議長が議事を進行いたします。

次に、環境まちづくり委員長から、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の請願継続審査一覧表のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

次に、企画総務委員長、文教福祉委員長、環境まちづくり委員長、議会運営委員長、デジタル・トランスフォーメーション特別委員長、公共施設調査・整備特別委員長、文化継承・コミュニティ活性化特別委員長、契約にかかる不正行為等再発防止特別委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第71条の規定に基づき、お手元に配付の特定事件継続調査事項表のとおり、それぞれ閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

本件は申出のとおり、いずれも閉会中の継続調査に付することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋谷こうき議員） 異議なしと認め、決定します。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

樋口区長から閉会の挨拶をお願いします。

〔区長樋口高顕君登壇〕

○区長（樋口高顕君） 令和6年第1回区議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今回の区議会定例会におきましてご提案いたしました諸議案は、令和5年度千代田区一般会計補正予算第5号並びに令和6年度各会計予算をはじめ、条例の改正、人事案件などでございました。慎重なるご審議の上、原案どおりご議決、ご同意を賜り、厚く御礼を申し上げます。

特に主要案件でありました予算関係議案の審議に当たりましては、全議員をもって構成されました予算特別委員会が設置され、さらに分科会方式によりまして長時間にわたりご審議を頂きました。岩佐りょう子委員長、小林たかや副委員長、西岡めぐみ副委員長、林則行副委員長におかれましては、そのご労苦に心より感謝を申し上げます。

補正後の本年度予算並びに新年度予算の執行に当たりましては、ご指摘を十分に踏まえるとともに、より効率的・効果的な行財政運営に徹しまして、区議会の皆さんとも十分連携を図り、さらなる区民福祉の向上に全力を傾注してまいり所存でございます。区議会の皆様におかれましては、何とぞご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上をもちまして、令和6年第1回区議会定例会閉会の挨拶といたします。誠にありがとうございました。

○議長（秋谷こうき議員） 以上で、本年第1回定例会を閉会します。

散会します。

午後2時48分 散会